江南広報

発行所 江南村役場
発行人 松本芳治
印刷所 秀英舎印刷所

住民登録による人口のうごき
（39.4.1）

人口	7,564
男	3,750
女	3,814
世帯数	1,393

四月のメモ

一日　国土緑化月間
七日　世界保健デー
八日　花まつり
十日　第十六回婦人週間（十六日まで）
十三日　科学技術週間（十九日まで）
十八日　発明の日
十九日　環境衛生強調週間（二十五日まで）
二十日　逓信記念日、郵便週間　切手趣味週間（いずれも二十六日まで）
二十二日　清掃デー
二十八日　講和条約発効記念日
二十九日　天皇誕生日　春の社会教育週間

第一回臨時議会
昭和39年度予算きまる
老令年金も支給

昭和三十九年第一回臨時村議会は、三月十日から三日間、役場会議室に招集され、昭和三十九年度予算など十議案がきまりました。主な内容は次のとおりです。

村議会議員および各種委員の報酬費用弁償に関する条例の一部改正

議会議員、教育委員、農業委員、選挙管理委員、監査委員、公平委員、区長、国保運営委員などの報酬および費用弁償の額をそれぞれあらためました。

簡易水道特別会計条例

地方自治法の改正により、地方公共団体が特定の事業を行なう場合は、一般の会計と区分して経理することになったのでこの条例が制定されました。

国民健康保険の保険給付費支払基金の積立てに関する条例

国民健康保険の保険給付費支払金に不足を生じた場合、その支払にあてるため毎年一〇万円以上の積立てをすることをきめました。

老令年金支給条例

三十九年四月一日から村内に居住している老人に対して、次の範囲内で支給することになりました

七〇才より七九才まで　一、〇〇〇円
八〇才より八四才まで　二、〇〇〇円
八五才以上　三、〇〇〇円

三十九年度一般会計歳入歳出予算

三十九年度予算は昨年より20％増の五八、三五八千円にきまりました。

（単位千円）

歳入

村税	一九、五四五
地方交付税	三〇、二〇〇
負担金及び分担金	四七
使用料及び手数料	一、〇一九
国県支出金	二、五九二
財産収入	二二二
繰越金	四、〇〇〇
その他	七四三

歳出

議会費	四、〇〇八
総務費	二三、二四七
民生費	二、二九四
衛生費	一、九四二
農林水産業費	四、七二四
商工費	五〇〇
土木費	五、八八〇
消防費	二、六九五
教育費	一一、四〇二
公債費	一、三一五
諸支出金	二
予備費	一、三三八

三十九年度国民健康保険特別会計予算
予算総額　一四、七五八千円

三十九年度簡易水道特別会計予算
予算総額　四、五四一千円

歳計現金の預入について

歳計現金に余有を生じた場合の預け入れ先をきめたものです。

昭和39年度一般会計予算の概要

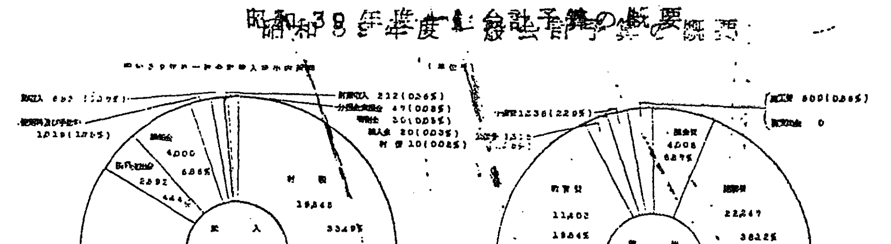

施政方針
土木事業に重点

本年度予算は地方自治法の規定にもとずき歳入歳出予算を調整して作成いたしましたが、本年度は自治法及び財政法の一部が改正され、特に予算書作成方法が全面的に変りました。

村長としては、一月初旬に本年度予算提出を各課長、局長に内示し、それと同時に新村五ケ年計画なども折り込んだ関係もあり、課長、職員は休む暇もない程でしたが、例年にない早い予算書の作成で、去る三月十、十一、十二の三日間で議決されました。

税の負担などもあり、住民の皆様の関心が当局にそそがれるのは当然でありますので、健全財政を目途として編成方針を決定いたしました。

▽ 本村も他の町村と同様、年間を通じて村運営費にあてる予算を財源よりみると、住民の負担による税額よりも、県、国の交付金の方が多いのであります

▽ 経済の成長により所得も年々のび、税収入も漸増され、又本村としても法の指示によって三ケ年ごとに行なう固定資産の評価替えの年度でもあり、前年度より税収入は多く見込まれます。然し、村としては固定資産についても増税は少しもいたしておりません。

▽ 村民税も現在行なわれている但し書方式であるため税率も高いが、三十八年度には七〇万円の減税を行ないました。今年度も同様にして、四十年度には本文方式に変るので大分減税できることになります。

▽ 現段階としては、総花式に予算を作成することがよいとの見解もできるが、しかしながら従来のそうしたやり方では、何年たってもこうやくばりで十年一日の感があり、少しの発展もみられないので思い切って重点政策を打出した次第です。

▽ 農業政策に於ては、畜産その他に重点をおいて予算を計上いたしました。

▽ 土木費に於ては、昨年度は合併以来手のつけられなかった道路の改修を行ないました。小江川に一本、御正新田に一本完成いたしましたが、本年度はこの三本の道路の仕上げと、小江川に二本、野原に二本の道路を二ケ年継続事業で完成いたします。尚、成沢の宿の道路と併せて七本の完成仕上げも考えております。

このほかに役場前より中学校に至る道路も本年度はぜひ改修したいものです。

▽ 県道に於ては、国会への陳情も回を重ね、鴨田建設政務次官、及び寺山保男氏のお力添えで、熊谷―小川県道が約一、〇〇〇米舗装されることに決定、又富田線では、役場前が三一〇米舗装されることになり村としても本当に喜ばしいことです。

特に本年は役場庁舎の新築もいたしたいと思いますので、皆様方の一段のご協力をお願いいたします。

▽ 南地区の水道の件では監査の結果不良箇所が何箇所か指摘され、又会計面で赤字の事で収入役が大分お叱言をいただきました。当時の担当課長からも始末書等も提出されて居りますが北地区に於ては、このような事が二度とないよう努力して水道設備をぜひ実現したいと思いますので、皆様方のご加入をお願いいたします。

その他村長としては、予算面にも見られるとおり人づくりの根元となり、家庭円満を念願して幼稚園を設置し、又敬老精神のかん養のため、七〇才以上の方々に僅少ではありますが、全国に類のないといわれる年金制をとり入れ予算化いたしました。

尚各区の円満運営を願い、区に特別の報奨金を交付して、区長さん、委員さん、区民の皆様方のなお一層の融和ができるようにつとめます。

教育貯金返済のお知らせ

統合中学校建築の費用にあてるため、みなさんから融資していただきました教育貯金の返済についてお知らせいたします。

昭和三十五年九月より、御正、小原の両農協を通じてお借りした総額五、二六二千円のお金は、償還予定期日を一ケ年早めて、

昭和三十七年　一、七五四千円
昭和三十八年　一、七五四千円
昭和三十九年　一、七五四千円

全額の返済が完了したわけです。

当初の計画どおり三回にわたる返済に対して、年五分の利息をつけていただくよう農協にお願いしてありますので何時でもお払戻しできます。

本当に長い間資金をご都合していただきましてありがとうございました。お陰様で立派な校舎のできましたことを厚くお礼申し上げます。

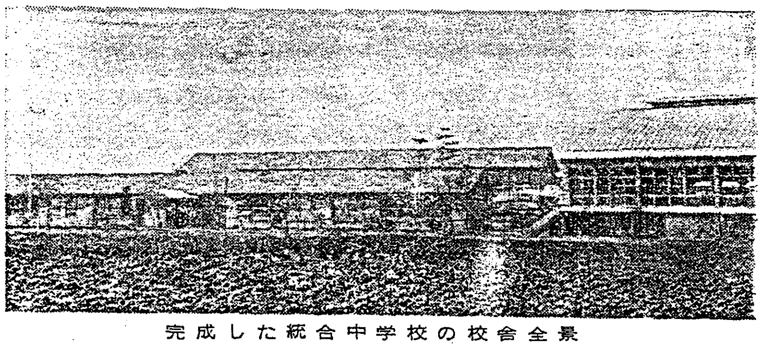

完成した統合中学校の校舎全景

老人の健康診査
118名が受診

長い間、社会の進展につくしてきたお年寄りの方々に一日でも長く、楽しい安らぎのある生活を送っていただきたいと願う気持は誰しも同じであろうと思います。

昨年の八月に、老人福祉法という法律が誕生し、国、県、村が一丸となって、お年寄りに健康で、幸せな生活をしていただくための措置がとられました

この法律によると、村で行なわなければならない主な事業として健康診査があげられております。

本村でもこの趣旨にのっとり、熊谷保健所の先生方にお願いして、血圧、尿、その他老人病全般にわたり診査を実施しましたところ一一八名の方々が受診されました

現在江南村に六五才以上の方が七九五名おりますので、これから比較するとちょっと少ないようですが、さきに行なわれた成人病検診、ガン検診をあわせると大部分の方が受診されたことになります

これからは毎年こうした検診を行ないますから、進んで受診され老人病の早期発見と適切な指導をうけ、常に心身の健康を保持し、皆さんの豊富な知識と経験を村のために役立たせてください。

北小学校で行なわれた老人健診

犬をつないでかわないと

最近犬の放し飼いがふえ、そのため人にかみついたり、家畜や農作物をあらしたり、排せつ物のため環境衛生上好ましくない問題など周囲の人々の迷惑になるようなことが各地でおこっております。

そこでこの四月から、埼玉県下一円に犬はつないで飼うよう犬の"けい留"命令が出されました。

もし、これに違反すると犬はほかくされ、飼主に罰金が課せられることがある旨、熊谷保健所から連絡がありましたので、お知らせいたします。

犬を飼っている方に、是非守っていただきたいことは

1 年一回の登録と春秋二回狂犬病予防注射をうけ、鑑札と注射票を犬の首輪につけておく。

2 犬は必ずつないで飼い、人の出入りする見やすいところに、（犬）の表示をする。

3 犬小屋の内外は清けつにし、排せつ物は一定の場所をきめて土をかけるか、穴を掘ってうめておく。

4 飼い犬が人をかんだ時は保健所に届け出て、獣医に診てもらう。

5 仔犬はみだりにすてないで保健所で処分してもらう。

もし犬がつかまった時は役場で犬の登録証明をもらって、保健所で返えしてもらって下さい。ただし二日以内に手続きをとらないと犬は処分されることがあります。

そのほか、くわしいことは役場でご相談下さい。

村立幼稚園設置される

……南・北小学校内に……

人づくりの基礎は幼児期に養なわれます。すなわち幼児期は心身の発達がきわめて盛んであり、思考力や知的発達もいちじるしく成長する時期です。この時期に有効適切な教育を行なうことは、人づくりの上にきわめて大きな意義を有するものであります。また幼児の成長発達に応じて、時機を失せず教育を行なうことによって、その後の教育効果をいちじるしく高めることができます。

適切な環境のもとで幼児を明るく健やかに育て、正しくしつけて行くことこそ幼児教育の基本であり、幼稚園教育の意味するところであります。

この重大性が認識され、各地に幼稚園が設置されました。市や町では、小学校入学児童の九九%が幼稚園教育を受けたものであり、村部でもしだいにこの傾向にあります。まさに「人づくりは幼稚園から」といわなければなりません

本村の現況を見ると、熊谷市内の幼稚園によっている者が数十人もあり、交通的、或いは経済的にやむをえず断念している者も多数ある実状です。

村立幼稚園設置は村長の長い懸案でもあり、新村建設計画の一つとして村長が大きく取り上げた問題でもあります。

たまたま昨年十一月頃より、村内に幼稚園を設置されたい旨の運動がおこり、保護者百三十三人連署の請願書が村当局、村議会、村教育委員会に提出され、早期設置について歎願されました。請願書を提出されたかたがたはいずれも保護者でもあり、村でも慎重に審議した結果、幼稚園設置を決定、昭和四十年度小学校入学予定者の一、開園予定日　四月十三日
二、入園児身体検査　四月十四日
三、園長および職員
南幼稚園長　小山　賀一
〃　教員　飯島とき子
〃　教員　松本うめ子
〃　園医　小林　正
北幼稚園長　荒川　幸三
〃　教員　永田多美子
〃　〃　神田　とり
〃　園医　塚田　永憲

村立の幼稚園は南、北小学校に併設し、一年保育、園舎は南幼稚園は南校舎の玄関より東側を、北幼稚園は西校舎一階をそれぞれ利用いたします。園児の机、腰掛などは新調し、遊具の一部も準備いたしました。

現在入園を予定している園児は南幼稚園が四十八人、北幼稚園が八十人です。幼稚園は義務教育でありませんので、条例の定めるところによって、保育料を徴収することになっております。保育料の額は年間六千円を月割で納めていただきます。

幼稚園の数は多数ありますが、公立のものはまだ少ないようであり、又近い将来幼稚園が義務制になるとかいわれている今日、江南村立幼稚園の誕生は、誠に有意義であると存じます。

幼稚園開園予定日の他

完納にもう一歩

昭和三十一年納税組合ができてから今年で九年目をむかえますがいうべき納税組合長会議が、去る三月三十日大沼センターにおいて行なわれました。

納税については、日頃組合長さんを中心に皆様方の多大のご協力をいただき深く感謝いたしております。お陰で納税率も年々向上の一途をたどり、完納までもう一歩というところまでこぎつけることができました。

当日は村長あいさつに始まり昭和三十八年度の納税状況の報告をお知らせいたします。

昭和38年度納税状況

区分	調定額	収納額	未収額	納税率
村民税	5,068,190	4,867,160	201,030	96.03%
〃 特徴分	3,070,770	2,445,260	625,510	79.63%
固定資産税	9,450,030	9,224,570	225,460	97.61%
軽自動車税	1,255,730	1,220,430	35,300	97.18%
計	18,844,720	17,757,420	1,087,300	94.23%
国民健康保険	5,301,220	5,144,790	156,430	97.04%
合計	24,145,940	22,902,210	1,243,730	94.84%

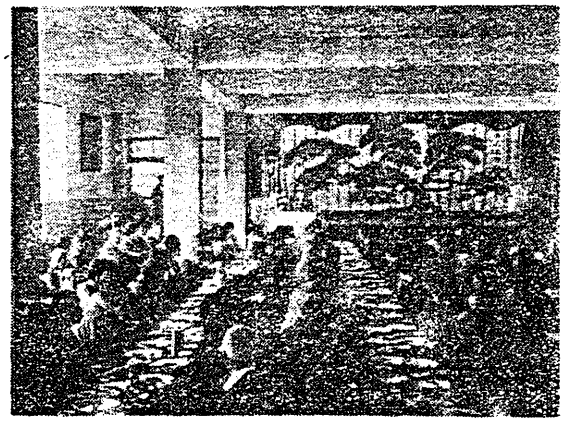

大沼センターで行なわれた納税組合長会議

郷土を住みよく美しく

―もり上げよう県民運動

〝アンバランスな復興〟

わが国は、戦後十数年の間にめざましい躍進をとげ、今日の経済の成長ぶりは世界の驚異とされいわれております。

そして、わたくしたちの生活も戦前とはくらべものにならないほどに向上しました。これは、日本国民の建設と勤労への努力の結晶といえましょう。

しかし、あまりにも急激な経済復興の反面、わたくしたちは大切なものを忘れてしまったことに、いま、ようやく気付きはじめています。

たしかに、山合いの辺地にまで文明の灯はともり、数多くの消費材や電化製品にかこまれた日常生活は、以前とはくらべられないほど便利になり合理化しております

しかしながら、うなぎのぼりの交通事故や、いっこうにへらない犯罪など暗いニュースを毎日見聞きしています。また、消費ブームが横行し、個人優先主義からくる社会や郷土に対する連帯意識の稀薄さや、社会人としての善意や良識の低さ等々、否定のできない現実もあります。

せいきんの西欧諸国では、いたずら消費におちることなく、生活に対するきびしさと民族の誇りとをもって、真の祖国の繁栄のために黙々と生活にそしんでいると伝えられております。

わたくしたち日本人は、お互いにもう一度周囲をふりかえり、何がいま一番大事であり、大切であるかをみきわめなければならない時期にきているようです。

〝ほしい広場の意識〟

いよいよことしはオリンピックの年です。

いまだかつてアジアに迎えたことのない聖火が、東京の夜空を美しく飾ることでしょう。オリンピックは、人種、国家、宗教を超越し、世界の平和建設にも大きな意義をもつ大会です。

こんどの東京大会には、世界の人々が戦後の日本民族と日本経済の実態をたしかめようと大勢集まることにもなるのです。

遠来の客を迎えるに礼を失しない準備、「さあいらっしゃい」といえる心構えが、はたして今日の日本と、日本人にできているでしょうか。

町や行楽地は、紙くずでよごされ、公園や緑地は荒されており、道路にはタンや吸いがらが散らばるという公衆道徳を乱す行為が、いたるところに散見されるなど、社会人としてのマナーの守れないのが現状です。

はたしてこれでよいのでしょうか。

わたくしたちは、個人としては家庭にあって庭に木を植え、花を咲かせ、明るい生活を楽しんでいます。この同じ日本人が一歩外に出ると公園をよごし、公衆としての自覚がうすくなるのはどうしたことなのでしょう。

要するに、いまの日本と日本人にもっとも不足しているもの、それは〝ひろびろの意識〟ではないでしょうか。いいかえれば、お互いが協調して、住みよい、美しい環境を作ろうとする社会人としての意識が欠けているといえるのではないでしょうか。

〝県でも美化運動を〟

県では、中央の〝国土を美しくしよう〟という提唱に呼応して、一昨年から郷土を美しくする運動を各地で行なってきました。

オリンピックを郷土に迎えるにあたり、ことしはいよいよこれに本腰を入れることになったわけです。

この種の運動は、みんなが気持をそろえて、その気になりさえすれば決してよい成果を期待することはできません。

小さくは、各家庭で、また、集会所で、公園で乗り物で、おおやけなのは特によごさないように、また、積極的に美化の手をさしのべたいものです。

この春から秋にかけて、県内のオリンピック会場の周辺や選手の輸送道路、県内の観光地などにはたくさんの花の種子や苗が植えられるでしょう。と同時に、公の施設、設備には大幅な改良と補修と郷土を美しく、住みよくするための提唱にあなたの力が加わるとき、それがやがて一つの波紋となり、大きな波となって県全体をおおうでしょう。

わたくしたちが、心と力と知恵とを結集すれば、わたくしたちの郷土は、かならず美しくすることができ、明るい社会が築かれるのです。

（埼玉県）

まず身近かな問題から

―話し合い学習はじまる―

話し合い学習も今年で三年目をむかえ、今までに六つの部落をモデル地区に指定して、それぞれ成果をあげてまいりましたが、今年も下押切、樋春北、小江川の各部落を中心に展開することになりました。

いうまでもなく、話し合いということは、私たちが日常生活をしてゆく上に欠かすことのできない意思表示の方法なのです。したがって、この上手下手によって人に場合に備えた障害年金、母子年金、遺族年金のどれも貰えません。ただいまのうちはこの制度ができたばかりなので、国民年金に入っても一定の保険料を納められないために、国民年金に加入できないこととされている人（昭和36年4月1日で50才をこえていた人）のためには「福祉年金」という制度があります。

○国民年金に入らないでいると

年をとったときの老齢年金はもちろん、思いがけない事故で障害者になったり、生活の柱となっている夫や親に万一のことがあったとでも恥ずかしがらずに発言し合う。

話し合いに少しでもなれるために、部落やとなり近所の人が寄りあってお互いに意見をたしあい、身近かな問題から解決してゆこうというのがここにいう話し合い学習なのです。

しかし、これにはお互いに守らなければならないルールがあります。それは

1 他人の意見はどんなことでも耳をかたむけてきく。

2 自分の家や、自分自身のことでも恥ずかしがらずに発言し合う。

3 共同で決定すべきことがらは、多数の人の意見の一致をしたうえで決定する。

4 強い言葉や、強い態度で他の人に自分の意見をおしつけるようなことはさける。

このことに注意して、指定された部落以外のところでも開設していただけるなら、必ずや明かるい民主的な社会を作りあげ、そこに住む人はみんな話し上手になり、聞き上手になることでしょう。

入らなかったり保険料を納めていないとこんな損があります

○国民年金に入っても保険料を納めないでいると

国民年金には、老齢、障害、母子、準母子、遺族などの年金がありますが、どの年金を貰うためにも国民年金の加入期間のうちの「保険料を納めた期間」と「保険料を免除された期間」とがたいせつな「年金をうけるための要件」としての期間の計算には全然いれられないことになっています。保険料は必ず納めるか免除をうけることが大切です。

役場のご案内

前号につづいて

各課の仕事をお知らせします。

六、厚生課

1 民生係
(1)民生委員法の事務
(2)災害救助法に関する事務
(3)戦傷病者・戦没者遺族援護
(4)青少年の保護育成
(5)母子福祉・敬老会など社会福祉事業
(6)関係団体育成指導

2 国民年金係
(1)年金保険料の徴収及び検認
(2)福祉年金・拠出年金の支給
(3)その他関係団体との連絡

3 衛生係
(1)母子衛生・精神衛生・環境衛生
(2)伝染病・性病・結核・寄生虫・成人病の検診及び予防
(3)各種予防接種
(4)狂犬病予防
(5)そ族昆虫駆除
(6)その他一般の衛生教育

4 国保係
(1)国民健康保険の運営
(2)医療費・助産費・葬祭費などの保険給付
(3)被保険者原簿の整備
(4)保健施設に関すること
(5)関係諸機関との連絡

七、建設課

1 庶務係
(1)土地台帳、図面管理並びに閲覧
(2)土地分合筆、土地建物等の登記
(3)村有土地占用使用許可
(4)交通運輸に関すること
(5)建築基準法その他建築関係

2 土木係
(1)道路法、河川法その他土木関係法に関すること
(2)道路橋梁新設維持修繕
(3)河川堤防の新営改築維持
(4)管内土地測量調査

八、水道課

1 庶務係
(1)水道施設の管理
(2)水道使用量の検診及び料金徴収

2 工務係
(1)水道施設の工事・修理

（つづく）